

# 第4章 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

## 第1節 3R(リデュース, リユース, リサイクル)の推進

主な環境指標  
 ◇1人1日当たりごみの排出量  
 990g(平成30年度)/919g(令和2年度目標)  
 ◇一般廃棄物再生利用率  
 21.3%(平成30年度)/27%(令和2年度目標)

### 第1 廃棄物処理の現状

#### 1 一般廃棄物(ごみ)処理の状況

##### (1) ごみの排出量の推移

平成30年度における県内のごみ排出量は、1,060千トンとなり、前年度(1,061千トン)と同水準となりました。

これを県民1人1日当たりに換算すると990gとなり、前年度より5g増加しており、全国平均(969g)と比べて、21g上回っています。

##### (2) ごみの再生利用率の推移

平成30年度における市町村のごみ処理施設等で処理されたごみ1,040千トン及び地域の資源回収活動により回収された再生資源27千トンの合計のうち、再資源化された量は、227千トンとなり、再生利用率は21.3%となりました。

前年度と比べ、1.5ポイント下降しましたが、全国平均の19.9%を1.4ポイント上回っています。

区分	単位	H26	H27	H28	H29	H30
ごみ排出量	千トン	1,092	1,092	1,061	1,061	1,060
1人1日当たりごみ排出量	g/人/日	1,006	1,005	983	985	990
(全国平均)	g/人/日	947	939	925	920	969
総資源化量	千トン	238	246	239	249	227
再生利用率	%	22.8	22.8	22.3	22.8	21.3
(全国平均)	%	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9
最終処分量	千トン	88	90	82	84	84

図表 4-1-1 県内におけるごみの処理状況の推移

#### 2 産業廃棄物処理の状況

##### (1) 産業廃棄物の排出量

令和元年度に実施した産業廃棄物実態調査の結果をみると、県内における平成30年度の産業廃棄物の排出量は11,547千トンとなっています。

この排出量を業種別にみると、製造業が4,274千トン、農業が2,828千トン、電気・ガス・水道業が2,770千トン、建設業が1,608千トンとなっています。

##### (2) 産業廃棄物の再生利用率

産業廃棄物の再生利用量は、5,815千トンであり、排出量に占める割合は50.4%となっています。

区分	単位	H20	H25	H30	
排出量	千トン	11,128	11,053	11,547	
再生利用	量	千トン	6,979	6,329	5,815
	率	%	62.7	57.3	50.4
中間処理による減量化	量	千トン	3,673	3,928	5,251
	率	%	33.0	35.5	45.5
最終処分	量	千トン	475	795	481
	率	%	4.3	7.2	4.1

図表 4-1-2 県内における産業廃棄物の処理状況の推移

## 第2 3Rに関する施策

### 1 廃棄物の減量化

#### (1) 一般廃棄物の3Rの促進対策

ごみの排出抑制やリサイクルを促進するため、県民や事業者等による主体的な取組の促進を図るとともに、市町村における3R施策の推進に係る情報提供、助言等を行いました。

#### ア 県民等による3Rの促進

児童、生徒を対象として、3Rをテーマとするポスター・標語コンテストを実施し、作品の制作を通じて、学習機会の創出を図りました。1千点を超える作品が応募され、子どもの自由な発想で3Rを考える機会となりました。また、優秀作品をポスター化し、コンビニエンスストアで掲示するなど、啓発資材としても活用しました。

また、5月30日（ごみゼロの日）を契機として、県民参加による「ごみ散乱防止キャンペーン」を実施し、約29万人の参加を得るなど、ごみの適正処理についての意識高揚を図りました。

食品ロス削減については、食品ロス削減に関する庁内連絡会議を設置し、情報共有等を行いました。この会議での分野横断的な連携により、小学校高学年向けの学習教材を製作しました。さらに、学校を通じて、小学校5年生約27千人に対し、啓発品の配付と併せて、教材の活用を呼びかけました。

事業者による取組については、エコ・ショップや食べきり協力店として、小売店や飲食店を登録し、事業活動を通じたごみの発生抑制に関する主体的な取組を促進するとともに、店舗の利用者への普及にも協力いただいているほか、県独自の制度により、リサイクル製品の認定を行い、登録制度を通じて、リサイクル製品の有用性を消費者に訴求しました。

#### イ 市町村の3R施策の推進

一般廃棄物処理の包括的な責任を有する市町村において、地域の実情に応じた3R施策が推進されるよう、3R施策の基幹となるごみ処理施設の整備について、国の交付金の活用等に関する情報提供や助言等を行いました。令和2年4月1日現在で、7団体が、ごみ処理施設の整備事業を進めています。

また、資源ごみの回収活動を行う団体に対する顕彰制度により、優良団体の表彰を行うほか、廃棄物再生事業者登録制度により、資源ごみのリサイクルルートの確保や、市町村の担当職員を対象とした研修会を開催するなど、市町村におけるリサイクルの取組を推進しています。

さらに、近年、激甚化している自然災害によって、災害廃棄物の処理体制の強化が求められていることから、市町村に対して強く働きかけを行い、災害廃棄物処理計画の策定を促進しています。

なお、令和元年東日本台風（台風第19号）及び令和元年房総半島台風（台風第15号）により、県内でも大量の災害廃棄物が発生したことから、その処理を行う市町村に対して、関係機関と連携し、技術的情報の提供、人的支援の実施、廃棄物の適正な処理ルートの確保などの支援を行うほか、処理費用に対する国の補助事業に関する情報提供等を行いました。

#### (2) 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づく排出事業者の処理責任の徹底を図り、事業者の主体的な取組を促進しました。

#### ア 廃棄物再資源化指導センター

「茨城県廃棄物再資源化指導センター」にリサイクル推進員を配置し、産業廃棄物のリサイクル等に関する排出事業者からの個別の相談に対して、専門的な助言等を行うほか、講習会の開催等により、廃棄物の適正処理やリサイクルについての情報発信を行いました。

#### イ 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画

多量に産業廃棄物を排出する事業者が策定する処理計画を県ホームページ上で公表することにより、事業者による主体的かつ計画的な産業廃棄物の3Rの促進を図りました。

## 2 総合的なリサイクルシステムの確立

循環型社会の形成に向けて整備された各種リサイクル法に基づき、循環資源の特性に応じたそれぞれのリサイクルシステムが円滑に機能するよう、市町村や事業者等の取組を推進しています。

### (1) 家電及び小型家電の再資源化の推進

小売業者等の引き取り義務が法定されていない廃家電（義務外品）について、市町村における回収・処理のルート確立に向けた情報提供等を行い、現在までに42市町村において、回収・処理ルートが確保されています。

また、廃小型家電から集めたりサイクル金属でオリンピック等のメダルを作成するプロジェクトが平成30年度で終了となりましたが、本県では全市町村がこのプロジェクトに参加しており、こうした取組の成果を継続して再資源化の促進を図っています。

### (2) 使用済自動車の適正処理の推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が平成17年1月に本格施行されたことにより、使用済自動車の最終残さであるシュレッダーダスト、エアバッグ類及びカーエアコンのフロン類を自動車メーカー・輸入業者が引取ってリサイクル（フロン類については破壊）されることとなりました。

県では、使用済自動車の引取業者等の登録、解体業者等の許可及び許可取得のための事前審査を行い、適正処理の推進を図るとともに、不適正処理を行っている事業者に対する指導を実施しました。

また、県では、平成26年2月1日から解体自動車の輸出申告時に、当該解体自動車が自動車リサイクル法に基づいて適正に解体されたものであることを確認できるよう、「電子マニフェスト画面印刷物」による確認制度を導入し、解体自動車の不正輸出防止を図っています。

図表 4-1-4 引取業者等の登録・許可件数（令和2年3月末現在）

引取業登録数	447 件
フロン類回収業登録数	295 件
解体業許可数	241 件
破碎業許可数	26 件

### (3) 食品リサイクルの推進

平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）に基づいて食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品関連事業者等を対象に普及啓発を実施しています。

### (4) 家畜排せつ物リサイクルの推進

「茨城県堆肥利用促進協議会」を中心として、良質堆肥の広域流通を促進し、畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型農業を推進しました。

### (5) 建設リサイクルの推進

#### ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行

建設リサイクル法に基づき、本県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化促進等に関する「茨城県における建設工事に係る資材の再資源化等に関する指針」を定め、「建設リサイクル法」の適正な執行を図りました。

#### イ 茨城県建設副産物リサイクル推進協議会の設置・運営

平成13年5月25日に「茨城県建設副産物リサイクル推進協議会」を設置し、建設副産物のリサイクルを官民一体となって推進しています。

#### ウ 茨城県建設リサイクルガイドラインに基づく公共工事の実施

「茨城県建設リサイクルガイドライン」を策定し、これに基づき、建設副産物のリサイクルを率先して実施しています。

#### エ 建設ゼロ・エミッション工事の実施

土木部出先機関が実施する全工事を対象に、「建設ゼロ・エミッション工事」を実施しています。

#### オ 茨城県リサイクル建設資材評価認定制度の実施

公共工事において再生資材の率先利用を図るため、「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」を策定し、令和2年3月31日までに、162のリサイクル建設資材を認定しています。

#### カ 解体工事業者登録の実施

「建設リサイクル法」に基づき平成13年5月30日から解体工事業者の登録受付を開始し、令和2年3月31日までに812業者（うち有効登録業者327業者）を登録しました。

### 第3 今後の取り組み

廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用ができないものは、適正に処分するという「循環型社会の形成（ゼロ・エミッション）」の形成に向けて、県民・事業者・団体及び行政がそれを共通の目標とし、それぞれの役割において主体的に行動する「いばらきゼロ・エミッション」を推進します。

#### 1 廃棄物の減量化

ごみの排出抑制やリサイクルを促進するため、県民や事業者等による主体的な取組の促進や、市町村における3R施策の推進に資する取組を進めます。

このため、これまでの取組に加え、食品ロスの削減に関する消費者や食品関連事業者等の連携の強化を図ります。

また、災害廃棄物の迅速な処理に資する県内関係機関の連携を図るとともに、「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」等により、県域を越えた連携体制を確保します。

#### 2 総合的なリサイクルシステムの確立

循環型社会の形成に向けて整備された各種リサイクル法に基づき、循環資源の特性に応じた各々のリサイクルシステムが円滑に機能するよう、市町村や事業者等の取組を推進します。

家畜排せつ物については、家畜排せつ物処理施設の整備や、良質な堆肥の生産を支援するとともに、利用側である耕種農家との連携を強め、堆肥生産・流通システムの構築を図り、資源循環型農業を推進します。

また、建設副産物については、「建設リサイクル法」に基づき、分別解体と再資源化等の徹底を図るとともに普及啓発活動の実施に努め、「茨城県建設リサイクル推進行動計画2016」に基づく各種施策を実施します。

使用済自動車の再資源化及び適正処理を図るための「自動車リサイクル法」に基づき、解体業者等の登録・許可を進めるなど、自動車リサイクルのための施策を実施します。

## 第2節 廃棄物の適正処理

主な環境指標

◇一般廃棄物

最終処分量 84千t(平成30年度)/88千t(令和2年度目標)

### 第1 廃棄物処理の現状

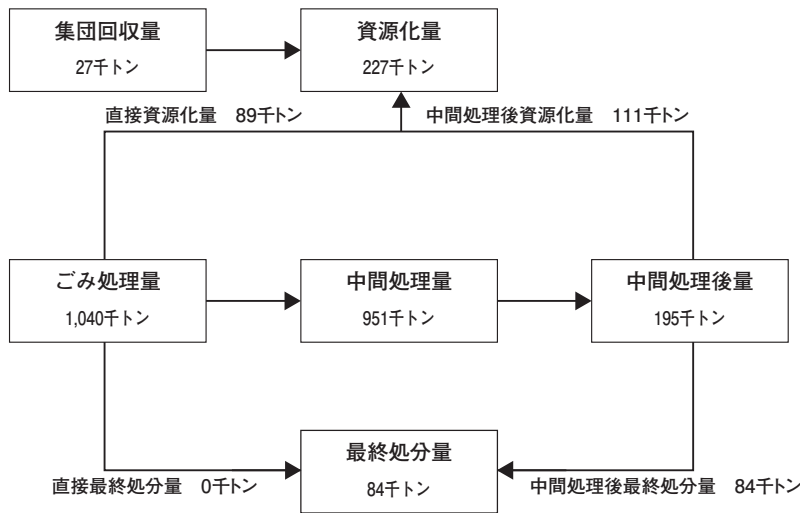
#### 1 一般廃棄物(ごみ)処理の状況

一般廃棄物の処理については、市町村が包括的な責務を有しており、各市町村において一般廃棄物処理計画を策定し、計画的な処理が行われています。

住民の地域活動によって集団回収された資源物や、市町村等が収集したごみのうちリサイクルが可能な再生資源は、直接、又はごみ処理施設で焼却や破碎などの中間処理を行い、リサイクルが行われています。

また、中間処理後の再生資源を回収した後の残さなどのリサイクルに適さないものは、最終処分(埋立て)されています。

平成30年度の最終処分量は、84千トンとなっています。



※ フローは、端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

図表 4-2-1 ごみ処理の状況(平成30年度)

#### 2 し尿処理の状況等

平成30年度における非水洗化人口は、241,433人であり、総人口の8.2%を占めています。

また、水洗化人口のうち、浄化槽を使用している人口は1,008,648人であり、総人口の34.4%を占めています。

汲み取り式トイレ等のし尿や、浄化槽から発

生する汚泥については、市町村が回収し、し尿処理施設でその処理が行われています。

平成30年度に収集され、処理されたし尿やの浄化槽汚泥の量は、579.8千キロリットルとなっています。

図表 4-2-2 し尿等収集量の推移

区分	H26	H27	H28	H29	H30
し尿等収集量(千ℓ)	627.8	630.7	626.2	580.7	579.8
非水洗化人口(人)	253,625	240,656	239,603	244,386	241,433

### 3 産業廃棄物の処理の状況

#### (1) 排出及び処理状況

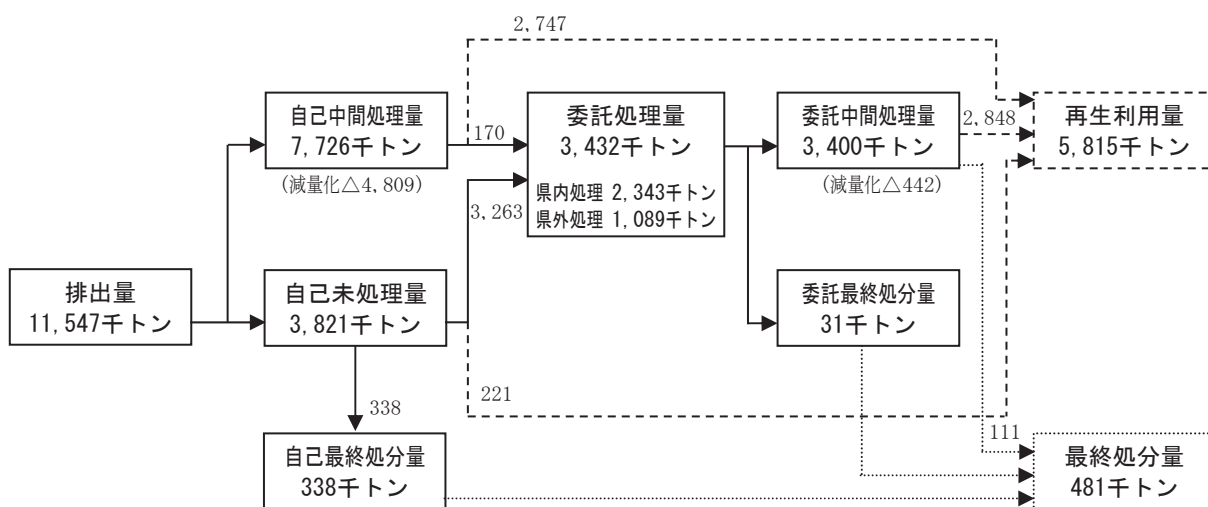
産業廃棄物の処理については、排出事業者自らが処理するか、産業廃棄物処理業者への委託による処理が行われており、処理業者へ委託する場合であっても、排出事業者は、産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の処理において、適正処理を確保する責任があります。

令和元年度の茨城県産業廃棄物実態調査報告書（平成30年度実績）によると、本県における産業廃棄物の排出量は11,547千トンとなっています。

焼却、破碎、脱水又は中和など廃棄物の性状に応じた中間処理等によって、廃棄物の減量化や無害化又は循環資源として再生が行われます。

再生利用量は5,815千トンであり、排出量の50%が循環資源として再生され、最終処分量は481千トンであり、排出量の約4%が最終処分されています。

自己最終処分量338千トンのうち、港湾埋立に供される石炭火力発電所のばいじんや燃え殻が335千トンを占めています。



※ フローは、端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

図表 4-2-3 産業廃棄物処理フロー（平成30年度）（単位：千トン）

## (2) 産業廃棄物処理業の許可状況

平成31年3月末現在の産業廃棄物処理業の許可業者数は延べ7,056件となっており、業務内容別に見ると、収集運搬の許可件数（\*特別管理産業廃棄物の収集運搬を含む。）が6,828件で、全許可業者の約97%を占めています。

図表 4-2-4 産業廃棄物処理業許可業者数（許可件数）（令和2年3月末現在）

業務内容	許可件数
収集運搬	6,300
処 分（中間処理）	197
処 分（最終処分）	6
処 分（中間処理・最終処分）	7
特別管理収集運搬	726
特別管理処分（中間処理）	20
特別管理処分（最終処分）	1
特別管理処分（中間処理最終処分）	0
計	7,257

注：複数の業務内容に該当する許可業者については、それぞれ該当する許可件数欄に重複して計上している。

## (3) 処理業者による平成29年度の処分状況

産業廃棄物処理業者による最終処分量は32.3万トンで、種別は、がれき類24.1%、燃え殻16.2%などとなっており、県外廃棄物は全体の50.6%を占めています。中間処理量は3,888千トンで種別別ではがれき類が52.1%、汚泥9.9%などとなっており県外廃棄物については23.1%となっています。

## 4 廃棄物の処理施設の状況

### (1) ごみ処理施設の整備状況

市町村のごみ焼却施設は27施設あり、その処理能力の合計は、4,259トン/日となっています。

また、粗大ごみ処理施設は22施設あり、その処

理能力の合計は、767トン/日となっています。

なお、最終処分場は12箇所が稼働しており、残余容量は、313千㎡となっています。

図表 4-2-5 ごみ処理施設整備状況（平成30年度）

区 分	ごみ焼却施設		粗大ごみ処理施設		最終処分場	
	箇所数	処理能力 (t/日)	箇所数	処理能力 (t/日)	箇所数	残余容量 (千㎡)
市 町 村	14	2,129	11	390	7	196
一部事務組合	13	2,130	11	377	5	117
合 計	27	4,259	22	767	12	313

### (2) し尿処理施設の状況

市町村のし尿処理施設は30施設あり、その処理能力の合計は2,587kl/日となっています。

### (3) 産業廃棄物処理施設の設置許可又は届出の状況

産業廃棄物中間処理施設及び最終処分場の設置許可を行っており、令和2年3月末現在、550の中間処理施設及び11の最終処分場が処分業の用に供されています。

産業廃棄物処理施設である中間処理施設と最終処分場は、その維持管理について関係する法令により、より高度な技術が求められる施設となってきました。

図表 4-2-6 産業廃棄物中間処理施設数（令和2年3月末現在）

区	県北・県央	鹿行	県南	県西	計
自社処理施設	14	21	26	32	96
特定小型焼却施設	—	—	2	16	18
中間処理等施設	186	82	147	135	550
令7条（許可）	103	31	55	49	238
条 例（許可）	83	51	92	86	312
合 計	200	103	176	167	646

※ 特定小型焼却施設、令7条、条例の施設数は内数

## 5 公共処分場「エコフロンティアかさま」と新たな処分場の整備

循環型社会を形成するためには、廃棄物の発生抑制と循環的利用の促進を図るとともに、循環的利用の困難な廃棄物について適正に処理することが重要です。

このため、平成14年10月、(財)茨城県環境保全事業団では、県及び笠間市とともに、公共関与による廃棄物処理施設の建設に着手し、約3年の工事期間を経て、平成17年8月に「エコフロンティアかさま」が開業しました。

この「エコフロンティアかさま」は、循環型社会の形成を推進する拠点施設として、パーフェクトリサイクルを実現するガス化溶融処理施設や多重遮水工による安全性の高い管理型最終処分場を備えており、県内事業所や市町村から発生する廃棄物を、安心かつ確実に処理することができます。

図表 4-2-7 エコフロンティアかさま主要施設

項目		内容
管理型最終処分場	面積	9.8ha
	容量	240万m <sup>3</sup>
浸出水処理施設	処理能力	400m <sup>3</sup> (日)
溶融処理施設	規模	145 t/日(2炉計)
	炉形式	シャフト炉方式ガス化溶融炉
	発電出力	7,200kw
	付帯施設	破碎処理施設、自動保冷库
管理・環境学習棟	事務室・展示室・多目的研修室ほか	

### (1) 最終処分場の特長

- 表面しゃ水工は多重構造とし、安全性を高めています。
- 万が一、しゃ水シートに破損が生じても、検知システムが設置してあり、破損位置の特定と修復が可能です。
- 表面しゃ水工に加え、さらに安全性を高めるため、地盤のしゃ水性を改善する鉛直しゃ水工を施行しています。
- 表面しゃ水工下部の地下水を適切に排除するため、地下水集排水管を設けています。
- 処分場に埋め立てる廃棄物は無機物が主体で、ガスの発生はほとんどありません。

## 第2 廃棄物の適正処理に関する施策

### 1 ごみの適正処理

一般廃棄物処理の包括的な責任を有する市町村に対し、計画的な処理事業の実施や、施設の整備に関する情報提供や助言等を実施しています。市町村ごとに制定するごみの散乱を防止する条例の制定については、県が制定を後押ししてきた結果、現在では、県内全市町村で条例が

### (2) 溶融処理施設の特長

- 1,600℃以上の高温で処理するため、ダイオキシン類は溶融炉で無害化されます。さらに、排ガスの集じん対策を行い、ダイオキシン類の排出濃度を国の基準の10分の1以下としています。
- 有価金属の回収や焼却灰のスラグ化などマテリアルリサイクルに優れています。
- 高効率発電などサーマルリサイクルに優れています。

### (3) 環境学習施設の特長

ごみについて、暮らし、歴史、産業、自然などとの関わりから多面的に取り上げ、幅広い視野から学習できる施設を併設しています。



エコフロンティアかさま

### (4) 新たな産業廃棄物最終処分場の整備

エコフロンティアかさまは、産業廃棄物の適正処理のモデル的な役割を担う一方、その残余容量は減少しています。民間による最終処分場の設置も進んでおらず、近い将来、県内での最終処分がひっ迫することが見込まれています。

県では、外部有識者を交えた検討委員会において、今後の整備のあり方を検討し、令和元年8月に「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針では、公共関与の手法により、エコフロンティアかさまの後継施設を整備することとしています。

制定されています。

また、県民参加型のごみ散乱防止キャンペーンや、児童・生徒を対象とするポスター・標語コンテストを実施するなど、県民のごみの適正処理に関する意識啓発を進めています。



図表 4-2-8 ごみ散乱防止キャンペーンの実施状況

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施市町村数		42市町村	42市町村	41市町村	39市町村	38市町村
参加人数		304千人	283千人	287千人	272千人	294千人
ごみ回収量		410t	355t	364t	327t	314t

## 2 し尿の適正処理

市町村が行う、し尿処理施設の整備事業については、国の循環型社会形成推進交付金制度の活用により、施設整備の円滑な実施を支援します。

## 3 浄化槽の維持管理

※浄化槽が正常な機能を発揮し、その放流水の水質を適正に維持するためには、維持管理を適正に行うことが重要であることから、浄化槽管理者に対して保守点検・清掃・法定検査の3つの義務の励行についてパンフレット等により啓発活動を実施しました。

また、(公社)茨城県水質保全協会と協力して、文書等による法定検査受検指導等を実施しました。

## 4 合併処理浄化槽設置促進

トイレの汚水と生活雑排水を併せて浄化する合併処理浄化槽は、川や湖などの水質汚濁の発生源の1つである生活排水を適正に処理できることから、その設置を推進するため、設置費用の一部を補助しました。

また、霞ヶ浦の富栄養化防止のため、平成11年度から窒素が除去できる高度処理型浄化槽への補助を開始し、平成15年度からは窒素とりんが除去できる高度処理型浄化槽への補助制度を創設しました。さらに、平成20年度からは森林湖沼環境税を財源に補助制度を拡充し、高度処理型浄化槽の設置等を促進しています。

図表 4-2-9 合併処理浄化槽補助実績

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県費補助	基数		2,564	2,578	2,556	2,595	2,571	2,371
	補助額(千円)		619,361	631,634	607,342	615,082	569,289	574,298
高度処理型	基数		1,210	1,192	1,139	1,219	1,276	1,210
	補助額(千円)		462,616	441,386	427,196	442,780	429,507	352,065

## 5 産業廃棄物の適正処理

### (1) 立入検査の実施

産業廃棄物の適正処理を図るため、中間処理業者49事業者、最終処分業者13事業者について実施し、事業者に対し適正な廃棄物の保管や維持管理の実施などの改善指導を行いました。

### (2) 行政処分

行政指導では改善が図れなかった不適正処理や産業廃棄物処理施設について、改善命令等により改善を図るとともに、不法投棄等の「廃棄物処理法」に違反した産業廃棄物処理業者に対しては、許可の取消し等の行政処分を行いました。

図表 4-2-10 行政処分件数

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産廃処理業の許可取消し等		12	15(13)	11(9)	13(9)	15(15)	6(6)	15(14)
産廃施設の許可取消し等		1(1)	0	0	0	0	5	1
改善命令(法19条の3)		1	1	0	0	1	0	0
措置命令(法19条の5)		0	0	0	0	0	0	0

注：( )内は、行政処分に係る件数のうち、許可取消しに係る件数

### (3) 県内搬入処分事前協議

産業廃棄物については、県境を越え広域的に移動し処理されている実態にあります（図表4-2-11）。

県外から県内に搬入される産業廃棄物の適正処理を図るため、県内搬入処分事前協議を昭和61年から実施しています（図表4-2-12）。

### (4) 講習会の開催

事業者及び処理業者に対し、（一社）茨城県産業資源循環協会や各種団体が開催する講習会等を通じ、適正処理の啓発を行いました。

### (5) 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策

廃棄物処理法施行規則に基づき、産業廃棄物焼却施設の設置者は、排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定する義務があります。この測定が適切に履行されるよう、技術的支援、指導を行いました。

図表 4-2-11 産業廃棄物の広域移動状況（単位：千トン）

年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
搬出量	717	782	1,089
搬入量	767	1,056	1,049
差	△45	△274	40

出典：産業廃棄物実態調査（茨城県廃棄物対策課）

図表 4-2-12 県内搬入処分事前協議件数（単位：件）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
件数	695	741	1,107	778	737	744	712	672

### (6) 産業廃棄物焼却施設の状況

改正政省令が施行された平成9年12月1日時点で272施設あったものが、令和2年4月1日現在で57施設（うち稼働中52施設）となっています。

### (7) 優良な産業廃棄物処理業者の認定

平成23年4月1日から、「優良産廃処理業者認定制度」がスタートし、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）への適合性について審査を行い、適合者を県のホームページにおいて公表するなど、排出事業者自らの判断により、優良な処理業者を選択することができる環境を整えています。

図表 4-2-13 優良産廃処理業者認定状況（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
事業者	38	43	65	51	39
許可件数	54	58	81	61	42

## 第3 今後の取り組み

### 1 廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 一般廃棄物処理施設の整備促進

市町村における一般廃棄物の適正処理や3R施策を推進するために、その基幹となる一般廃棄物処理施設について、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用した整備を促進するための情報提供や助言等を行います。

#### (2) 浄化槽対策

森林湖沼環境税を財源に補助制度を拡充し、高度処理型浄化槽の設置や単独処理浄化槽の撤去を促進します。

また、浄化槽は維持管理が重要なため、平成22年度から、保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できる標準契約書の普及に努めるとともに、文書等による法定検査受検指導を実施しています。

(3) 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策  
立入検査等で焼却施設の構造基準や維持管理基準の遵守状況を監視指導します。

また、産業廃棄物焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類の測定を行わせ、指導の強化に努めます。

#### (4) 適正処理の推進

立入検査を実施し、焼却、破碎、堆肥化施設などの中間処理業者及び最終処分業者・有害使用済機器の保管業者への適正処理の徹底を図ります。

また、排出事業者等に対する講習会及び県内搬入事前協議により適正処理の一層の啓発に努めます。

### (5) PCB廃棄物の対策

PCB廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律」(PCB特措法)において、令和9年3月31日までに処理することとされているため、県内に保管されているPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道PCB処理事業所において、低濃度PCB廃棄物については国の認定を受けた無害化処理施設等において、適正かつ早期に処理することを指導します。

また、PCB廃棄物の保管については、PCB特措法において、保管事業者は毎年保管状況を県へ届け出ることが義務付けられているため、処理が終了するまでは保管事業者に対して適正保管と保管状況の届出を指導します。

## 2 廃棄物の処理の啓発活動

「エコフロンティアかさま」内に整備した環境学習施設等を活用し、県民の環境に対する学習意欲の向上に努めます。

## 3 新産業廃棄物最終処分場の整備

「エコフロンティアかさま」の埋立て終了時期を見据え、切れ目無く公共関与の最終処分場が確保されるよう、令和7年度(2025年度)の供用開始を目標として、その整備に努めてまいります。

## 1 災害の概要

令和元年東日本台風（台風第19号）は、令和元年10月12日から13日にかけて本県の上空を通過し、広い範囲で観測史上1位となる記録的な大雨となった。

県内では、久慈川や那珂川をはじめとして河川の氾濫が広範囲で発生し、建物への被害は、全壊292棟、半壊2,397棟その他床上・床下浸水等の多く被害が生じた。

## 2 災害廃棄物の処理等

### (1) 災害前の対応

災害時の廃棄物処理については、多量に廃棄物が発生することにより、市町村のごみ処理機能がマヒし、街中に廃棄物が溢れるようなことにならないよう対策を行うことが必要である。

台風第19号は、接近前から記録的な大雨をもたらすことが予想されていたため、県では、環境省からの助言を得て、接近前の10月9日から、仮置場の確保や住民への広報などの事前準備、廃棄物の取扱い上の留意点などについて、市町村に対し情報提供や注意喚起を行っていた。

### (2) 災害廃棄物の発生から仮置場への廃棄物の集積まで

災害廃棄物の集積する仮置場の運営に当たっては、悪臭の発生、廃棄物の飛散、温度上昇やメタンガス等による自然発火などの環境上の支障が生じることがないように適切に管理するとともに、廃棄物の分別を行うことが必要とされる。

台風第19号の際、県内に設置された仮置場の数は、10市町28か所となり、特に被害規模が大きい市町においては、複数の仮置場を同時に運営しなければならないことから、マンパワーの不足も生じた。

県では、県内の廃棄物処理施設の被災状況や仮置場の設置状況などについて情報収集を行いながら、環境省の現地支援チームと共に、発災直後の10月14日から被害が特に大きい市町を巡回し、廃棄物の発生状況の確認や、仮置場での分別の進め方などの助言を行った。また、各家庭から片付けごみの排出が活発になる発災後最初の週末前から、仮置場の運営等に係る人的支援を行った。

この人的支援は、比較的被害の少ない市町村の協力を得ながら、約1か月間にわたり実施し、被災4市町へ派遣された市町村職員の数、延べ321人となった。

さらに、国の協力を得て、環境省の「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」による人的支援や、「D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」による廃棄物の温度管理等の技術的支援、自衛隊による路上に放置された廃棄物の除去作業等の支援を行った。

### (3) 災害廃棄物の処理

多量の廃棄物が発生した被災市町村については、災害廃棄物の迅速な処理のために締結した県と一般社団法人産業資源循環協会との協定に基づき、多くの県内の産業廃棄物処理業者の協力を得て、仮置場からの分別搬出や適正な処理ルート確保を行った。市町村のごみ処理施設も可能な限り活用して、県外で処理した一部のごみを除き、県域での広域処理を進めた。

こうした対応によって、被災者の生活再建に応じて発生する撤去家屋等の廃棄物を除き、住家の片付け等による廃棄物については、令和2年3月末までに、おおむね終了した。



災害廃棄物の搬出作業を進める仮置場  
【(一社)茨城県産業資源循環協会提供】

## 3 今後に向けて

頻発する自然災害を踏まえ、関係者間の連携体制をより一層強化することにより、災害時における廃棄物の処理体制の充実に努めていく。なお、多くの関係者の皆様に災害廃棄物の円滑な処理に御協力いただいたことを改めて深く感謝し、ここに書き綴る。

## 第3節 不法投棄等の防止

### 第1 不法投棄等の現状

#### 1 不法投棄等の現況

##### (1) 不法投棄の新規発見の状況

不法投棄の新規発生件数は、ゲリラ的不法投棄が増えたことで、平成30年度は101件、また、令和元年度は120件となりました。

不法投棄物は、解体工事等から排出された、

がれき類等の建築系廃棄物が全体の81.7%を占めており、不法投棄の場所としては、農地や森林が全体の27.5%、工業用地等が6.7%を占めています。

図表 4-3-1 不法投棄新規発生件数の推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	315	316	210	245	162	133	136	171	116	134	97	89	77	101	120

##### (2) 野外焼却の発生状況

野外焼却の発生件数は、平成12年の「廃棄物処理法」の改正により罰則の対象とされたことなどから、減少に転じましたが、平成30年度の33件から令和元年度は43件と、微増となっています。

##### (3) 悪質巧妙化する不法投棄

不法投棄の手口としては、深夜や早朝の人目につかない時間帯にダンプ数台分の産業廃棄物を空地や道路脇にゲリラ的に投棄するなど悪質巧妙化しています。

### 第2 不法投棄等防止に関する施策

#### 1 不法投棄対策

##### (1) 不法投棄対策室の設置

悪質巧妙化している不法投棄事案に対処するため、平成11年度から警察官を含む不法投棄対策室を設置し、不法投棄の発見通報体制や監視指導体制の充実強化を図っています。

##### (2) 不法投棄監視班の設置

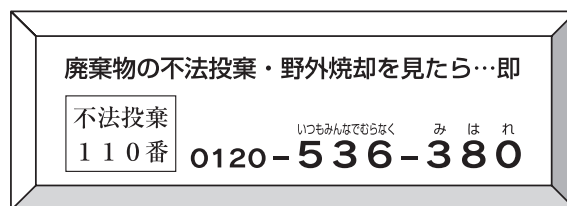
各県民センターに不法投棄監視班を設置し、不法投棄の発見・監視体制の強化を図っています。

##### (3) ボランティア不法投棄監視員

不法投棄を未然に防止するためには、早期発見・早期対応を図ることが重要なことから、ボランティア不法投棄監視員を県下全域に配置して、日常生活の中で不法投棄等の監視をお願いします。

##### (4) フリーダイヤル不法投棄 110 番

不法投棄の通報専用電話を設置し、県民の方などからの情報収集に努めています。



##### (5) 不法投棄監視協定の締結

早朝・夜間や山間部など、人の目の行き届きにくい時間帯や場所の監視を強化するため、現在、ハイヤー・タクシー協会、警備業協会、トラック協会、農業協同組合、東京電力等51団体、2企業と監視協定を締結しています。

図表 4-3-2 不法投棄等通報受理件数（下段：（ ）はボランティア不法投棄監視員から）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	865 (34)	762 (29)	629 (25)	535 (16)	431 (63)	375 (14)	360 (7)	365 (23)	270 (9)	350 (10)	379 (23)	355 (41)	316 (57)	297 (5)	249 (10)

#### (6) 民間警備会社への監視委託

不法投棄や野外焼却は、休日や夜間・早朝などの時間帯に行われることが多いため、平成10年度から民間警備会社に不法投棄現場等の監視業務を委託しています。

#### (7) 監視カメラ、ドローンの活用

鹿行、県南及び県西地域の県境の橋付近や高速道路インターチェンジ付近に、固定式監視カメラを31箇所設置し、廃棄物等の運搬車両の監視を強化しています。

また、不法投棄等の現場において、廃棄物等の搬入状況等を把握するため、移動式監視カメラを設置し、24時間体制での監視を行っています。

さらに、不法投棄等の現場を上空から撮影して廃棄物等の堆積状況の確認を行うため、ドローンを活用しています。

#### (8) 建設解体工事現場パトロール

建設系廃棄物の適正処理を図るため、建設リサイクル法に基づく届出のあった解体工事現場等に対して、立入検査及び指導を行っています。

#### (9) 市町村職員の県職員併任による立入検査権限の付与

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物に係る事業所等への立入検査や県残土条例に基づく土砂等の埋立て等に係る立入検査権を市町村職員に付与するため、令和元年度は、44市町村333名（残土：44市町村334名）に対し県職員への併任の発令を行いました。

#### (10) 不法投棄防止強調月間の実施

6月と11月を「不法投棄防止強調月間」と定め、警察及び市町村等の関係機関と連携し、ヘリ

コプターによるスカイパトロールや車両によるランドパトロール、建設解体工事現場パトロール及び廃棄物運搬車両の一斉検査等を集中的に行い、不法投棄の未然防止等に努めています。

#### (11) 有害廃棄物等撤去基金

不適正に処分された有害廃棄物等の撤去・処分や環境への影響が懸念される不法投棄等の現場周辺への影響調査等に要する経費に充てるため「茨城県有害廃棄物等撤去基金」を設置しています。

## 2 土砂等の埋立て等に関する規制

有害物質を含んだ土砂等を用いた埋立て等による土壌汚染、土砂等の崩壊や流出等を防止するため、平成16年4月1日から「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を施行し、土地の埋立て等の区域面積が5,000m<sup>2</sup>以上について県の許可を要することとしました。

なお、5,000m<sup>2</sup>未満の土砂等による土地の埋立て等については、現在44市町村すべてが条例を制定しています。

令和元年度には、新規埋立て等許可を4件、土砂発生元の変更等による変更許可を12件行いました。

## 3 未解決事案への対応

「捨て得は許さない」という方針のもと、不法投棄行為者、搬入業者、排出事業者及び土地提供者に対して撤去指導を行ったほか、行為者不明等により撤去が進まない不法投棄事案の周辺住民の健康被害等を未然に防止するため、有害廃棄物等撤去基金による不法投棄等廃棄物影響等調査を行いました（令和元年度実績：91箇所）。

### 第3 今後の取り組み

#### 1 不法投棄等の防止

大都市の再開発やリニア中央新幹線の整備により建設系廃棄物の大量発生が予想されること、また、外国政府の廃プラスチック類の輸入規制の影響により不法投棄の増加が懸念されていることから、発見 通報体制や監視指導体制の強化が必要となっています。

##### (1) 発見通報体制の強化

不法投棄や野外焼却の早期発見・早期対応を図るため、ボランティア不法投棄監視員の委嘱、団体・企業との監視協定の締結の推進などを行います。また、「不法投棄防止強調月間」の一環として、不法投棄防止キャンペーン等を行い、県民や事業者に不法投棄の未然防止のための協力を啓発していきます。

##### (2) 監視指導体制の強化

県境の橋・高速道路IC付近や不法投棄現場への監視カメラ設置、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視を実施するほか、ドローンを活用した監視指導等を行います。

また、警察との連携を強化するとともに、市町村職員を県職員に併任し立入検査権限を付与することで、監視指導体制の一層の強化を図ります。

引き続き、「不法投棄強調月間」において、集中的に監視パトロールを行うほか、運搬車両の一斉検査等を実施します。

#### 2 未解決事案への対応

引き続き「捨て得は許さない」という方針のもと、不法投棄行為者、搬入業者、排出事業者及び土地提供者に対して撤去指導を行います。

また、県有害廃棄物等撤去基金を活用し、行為者不明等により撤去が進まない不法投棄事案の周辺住民の健康被害等を未然に防止するため、従来の有害廃棄物等の撤去等の対策に加え、不法投棄等により堆積された産業廃棄物に係る周辺環境等への影響等の調査を行っていきます。

# 第5章 生物多様性の保全と持続可能な利用

## 第1節 生物の多様性の保全

主な環境指標  
 ◇鳥獣保護区(実績/目標)  
 面積 59,367ha(令和元年度)/59,842ha(令和3年度)  
 箇所数 79箇所(令和元年度)/80箇所(令和3年度)

### 第1 野生生物の現状

本県では、自然公園内での各種行為による動植物に与える影響を軽減するため、事業者に事前総合調査の実施を義務づけるとともに、開発地域にあっては、貴重種の保護対策を行わせるなど希少野生生物の保護に努めてきました。また、鳥獣保護区の指定を行うこと等により野生生物の保護に努めています。

しかし、近年の野生生物を取り巻く状況はより複雑さを増し、状況に応じたより専門的な保護対策の実施が必要になってきています。

#### 1 野生鳥獣の生息状況に関する調査

##### (1) ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査

越冬期におけるガン・カモ・ハクチョウ類の飛来状況を把握するため、令和2年1月中旬に、令和元年度全国一斉調査の一環として県内42湖沼において生息状況調査を実施しました。

総羽数は、26種142,416羽で、昨年度より羽数は8,744羽増加しました。

図表 5-1-1 ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査結果

	種数	羽数
ハクチョウ類	3種	973羽
ガン類	2種	190羽
カモ類	21種	141,253羽
合計	26種	142,416羽

図表 5-1-2 ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査結果

年度	総種数	総羽数
平成19年度	25種	93,143羽
平成20年度	23種	93,482羽
平成21年度	23種	101,842羽
平成22年度	27種	77,286羽
平成23年度	26種	123,725羽
平成24年度	24種	104,364羽
平成25年度	24種	137,613羽
平成26年度	26種	133,206羽
平成27年度	26種	113,770羽
平成28年度	28種	121,021羽
平成29年度	24種	106,379羽
平成30年度	26種	133,672羽
令和元年度	26種	142,416羽

### 第2 生物の多様性の確保に関する施策

#### 1 生物多様性保全の推進

##### (1) 「茨城の生物多様性戦略」の策定

「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づき、平成26年10月に生物多様性保全に関する県としての基本目標や具体的な施策を盛り込んだ「茨城の生物多様性戦略」を策定しました。

戦略には、50年後の本県の環境の将来像とともに、その実現に向けて今後10年間で取り組むべき具体的な施策と目標を定めており、多様な主体の連携・協働や本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策、それらを実現するために必要な組織の設置検討等について盛り込みました。

##### (2) 生物多様性センターの設置

「茨城の生物多様性戦略」に基づく生物多様性施策の推進拠点として、平成27年4月に都道府県では全国で3番目となる茨城県生物多様性センターを設置しました。

生物多様性センターでは、生物多様性に関する普及啓発や、生物に関する情報収集・発信、さらに希少野生生物や外来生物などの調査を行っています。

#### 2 野生生物の保護・管理

##### (1) 第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく事業の推進

「第12次鳥獣保護管理事業計画」(平成29年度から令和3年度)に基づき鳥獣保護区等の設定などの鳥獣保護管理事業を推進しました。

##### 【計画の主な内容】

- ①鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- ②鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(有害鳥獣に係る)に関する事項
- ③鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
- ⑤その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項など

##### (2) 鳥獣保護思想の高揚

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持、生物多様性の保全上重要な役割を担っており、人間の生活にとっても欠くことのできないものです。これら鳥獣に対する理解を深め、鳥獣保護思想の高揚を図るた



め、愛鳥週間用ポスター原画コンクールを実施しました。

### (3) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護区を指定し、鳥獣の捕獲を禁止すると

ともに、鳥獣の種類が豊富で個体数が多いなど鳥獣の保護繁殖にとって特に重要な地域については特別保護地区に指定し、各種行為を規制して、鳥獣の生息環境を保全しました。令和元年度は、「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づき特定猟具使用禁止区域（銃）等の指定を行いました。

図表 5-1-3 県内の鳥獣保護区等の箇所数と面積（令和元年度）

（単位：ha）

区 分	新 設		拡 大		設 置 数	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
鳥 獣 保 護 区	—	—	—	—	79	59,367
同 特 別 保 護 地 区	—	—	—	—	8	802
特定猟具使用禁止区域(銃)	1	94	—	—	215	61,156
狩猟鳥獣捕獲禁止区域(いのししを除く。)	—	—	—	—	1	220

### (4) 鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護管理員を95名配置し、鳥獣保護区等の管理、違法捕獲・違法狩猟の監視等を行いました。各地域に鳥獣保護管理員を配置することにより、違法捕獲・違法狩猟等の通報があった際などにも迅速に対応しました。

ることから、「イノシシ管理計画（第六期）」に基づき、イノシシの生息数の適切な管理対策等を実施し、人とイノシシとの共存を図りました。

### (5) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業の被害防止と生活環境の保全を図るため、県又は市町村において、農林水産業や生活環境に被害を与える鳥獣について捕獲許可を行い、令和元年度は、883件の捕獲を許可し、13,650頭（羽）の捕獲を実施しました。

### (8) 放鳥事業

減少しつつある鳥類の繁殖を図るため、繁殖が必要と認められる箇所に放鳥を行いました。令和元年度はキジ400羽、ヤマドリ264羽を放鳥しました。

### (6) 傷病鳥獣の救護

けがなどで衰弱した野生鳥獣について、県民の通報を受けて救護活動を行いました。

専門医の治療を要するものについては、指定の診療実施機関（18機関）で治療を行いました。令和元年度は179件の傷病鳥獣を治療しました。さらに継続して治療を必要とする鳥獣については、県の鳥獣センターで保護・飼養し、回復した後、自然に復帰させました。

### (9) 鳥獣センターの運営

鳥獣保護思想の普及啓発の拠点として、傷病野生鳥獣の保護・飼養、展示鳥の飼養を行いました。特に、長期に治療を必要とする鳥獣については、指定獣医師による治療により、早期に野外に放すよう努めました。

### (7) イノシシ管理計画（第2種特定鳥獣管理計画）

イノシシによる農作物への被害が拡大してい

### (10) 狩猟対策

狩猟免許取得のための試験や免許更新の講習を実施するとともに、県内で狩猟をしようとする者の狩猟者登録を行いました。令和元年度は狩猟免許試験を5回、免許更新講習を5回実施するとともに3,945件の狩猟者登録を行いました。

また、法令を遵守し、安全で適正な狩猟を推進するため、司法警察員及び鳥獣保護管理員による狩猟者への指導・取締りを行うとともに、県警本部（各警察署）にも取締りを要請しました。さらに、狩猟者研修センターの適正な維持管

理等を行いました。

### 3 希少な動植物の保護

#### (1) 茨城県版レッドデータブック等

本県においては、全国で最初に発見されたヒヌマイトトンボやフクロダガヤ等希少な動植物が数多く分布しており、これらの保護を図るためには地域レベルにおける野生動植物の現状を明らかにした基礎資料を整備することが重要であることから、県版レッドデータブックを整備しています。

平成15年度には、これらレッドデータブックを基礎資料として、希少野生動植物の保護のあり方の基本的な考え方を整理した「茨城県希少動植物保護指針」を策定しました。

野生動植物の状況は常に変化しており、現状に即した保護対策を講じるため、平成22年度からレッドリストの見直しに着手し、平成24年度にレッドデータブック（植物編）を、平成27年度にレッドデータブック（動物編）の改訂を行いました。

さらに、令和元年度には、レッドデータブック（蘚苔類・藻類・地衣類・菌類編）を刊行しました。

また、レッドデータブックの内容を茨城の野生動植物データベースにより公開しました。

#### (2) 希少野生生物の保護対策

「茨城県希少野生動植物保護指針」や、オオタカ等の保護に関し、環境省（当時の環境庁）が取りまとめた「猛禽類保護の進め方」（平成24年12月改訂）等を参考に、各種開発事業実施時における、希少野生動植物の保護について、

## 第3 今後の取り組み

「希少野生動植物保護指針」や「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、適正な保護管理対策に努めます。

さらに、狩猟免許試験等の適切な実施や、狩猟期間中の狩猟者に対する取締りを実施し、事故、違反の防止に努めるとともに、狩猟者研修センターの維持改修を行い、狩猟技術の向上と狩猟の適正化を図ります。

関係事業者等への指導を行いました。

また、県内の希少野生生物の分布調査を実施しました。

### 4 外来生物対策の推進

アライグマについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、定着初期の平成22年度に策定した「茨城県アライグマ防除実施計画」を平成27年度に改訂し、引き続き、市町村と連携して防除に取り組んでいます。また、定着が限定的なクハリリスについては、定着市町村に防除実施計画の策定を指導しました。

植物については、平成28及び平成29年度に霞ヶ浦周辺のミズヒマワリ等の生育分布調査を実施するとともに、平成29年度に新利根川流域におけるミズヒマワリ等の除去を行い、今後の対策について周辺市町等と連絡協議会を立ち上げ、除去の推進及び再繁茂の防止を図るための活動を行っています。

また、令和元年8月に県内で初めて確認されたクビアカツヤカミキリや、カミツキガメなどの県内未定着の特定外来生物の早期発見のためチラシを作成し、市町村に配布することにより、それらの動物の周知及び発見時の情報提供を呼びかけています。

### 5 生物多様性に対する県民理解の促進

平成26年10月に策定した「茨城の生物多様性戦略」の普及啓発を積極的に行い、県民の理解を促進しています。

生態系や農作物への被害をもたらす外来生物の新たな目撃情報が県内各地から寄せられています。このため、外来生物の正しい知識や防除方法を県民に広報するとともに、通報連絡体制の確立や防除体制を構築し、早期発見、早期防除を図ります。

また、県内の希少野生生物の生息調査を行い、保護に努めます。

## トピックス

### ニホンジカを目撃情報等の提供をお願いします！

茨城県内には「鹿」の文字が使われている地名等が数多くあることから、本県にはかつて鹿（ニホンジカ）が生息していたと考えられます。

しかしながら、明治時代以降、毛皮の需要が増大したことなどにより、多くのニホンジカが捕獲され、大正末期に常陸太田市内で捕獲されたとの記録を最後に、県内におけるニホンジカの生息等に関する記録がなくなり、本県ではニホンジカは絶滅したと考えられていました。（出典：茨城県産野生哺乳類目録 2015 年第 18 号 竹内正彦ほか）

近年、中山間地域の過疎化や狩猟者の減少などにより、全国的にイノシシやニホンジカが増加し、生息地域を拡げており、本県でもニホンジカを目撃情報等が報告されるようになってきています。

昨年は1年間で、捕獲や写真等により確認された目撃情報等が8件報告されており、このほかに写真等では確認できていない目撃情報が10件ほど報告されています。

ニホンジカが多く生息している地域では、農作物や植林した木などへの被害、道路等での衝突事故等が発生するなどの問題が生じています。

今後、本県においてもニホンジカによる農林業等への被害が生じないように、ニホンジカの定着を避ける対策を実施するため、できるだけ幅広くニホンジカを目撃情報等を収集していく必要があります。

ニホンジカを目撃された場合には、最寄りの市町村又は県民センターまで情報をご提供ください。

#### 【ご提供いただきたい情報】

- ・ ニホンジカを目撃情報
- ・ ニホンジカの糞や被害などの痕跡情報



ニホンジカを目撃された場合には、最寄り市町村又は県民センターまで情報提供をお願いいたします。

#### ニホンジカの特徴



オスには  
枝分かれした角



メスには白い斑点

メスには角なし

尻には白い毛

#### ニホンジカを目撃情報について

茨城県内での生息・分布状況を把握するために目撃情報を集めています。

目撃した場所や痕跡（痕跡）の報告をお願いします。  
※シカ情報マップ（<https://shikadoko.jp/>）への登録もお願いします。

目撃日時	年 月 日 ( )	時刻
目撃場所	市・町・村 大字 字	
*具体的な場所や場所名は正確なものをご記入してください。		
目撃情報	個体の目撃	オス 頭 性別不明 頭 頭 頭 頭
	足あと	糞・糞
	糞（ふん）	糞・糞
	農作物や森林被害の痕跡	（※）メスや子供、シカや鹿の被害の痕跡を記入してください。
	目撃時の状況等	（※）目撃した場所や状況、目撃者の氏名や住所等を記入してください。

\*差し支えなければ、連絡先などについて教えてください。

お名前	
ご所属	
連絡先	

ご協力ありがとうございました。

報告先	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新町の市町村 農林産物管理担当課 各市町村にお問い合わせください。</li> <li>■ 環境政策課 農林産物管理課 電話 029-301-3047 FAX 029-301-3049</li> <li>■ 県民センター 電話、保安課 電話 0294-80-3355 FAX 0294-80-3357</li> <li>■ 農林センター 電話、保安課 電話 0291-33-8057 FAX 0291-33-5638</li> <li>■ 常陸太田センター 電話、保安課 電話 029-822-8364 FAX 029-822-9040</li> <li>■ 鹿嶋市センター 電話、保安課 電話 0296-24-9127 FAX 0296-24-7813</li> </ul>
-----	--

## 第2節 自然公園等の保護と利用

主な環境指標(令和元年度)

◇自然公園	面積	90,896ha
◇自然環境保全地域	面積	645ha 34箇所
◇緑地環境保全地域	面積	114ha 44箇所

### 第1 自然公園等の現状

#### 1 自然公園の保護・管理

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、国民が自然公園を快適に利用できるよう必要な施設を整備し、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として、国土のうち優れた自然の景観区域を選び指定されたものです。

自然公園には、国を代表する傑出した自然の風景地である「国立公園」、これに準ずる「国定公園」、その地方を代表する優れた自然の風景地である「都道府県立自然公園」があります。

現在、本県内には水郷筑波国定公園と9か所の県立自然公園があり、面積は90,896 haと、県土面積の14.9%を占めています。

この自然環境の適切な保護を図るとともに、

近年の県民の自然とふれあう気運の高まりやニーズの多様化に対応するため、園地・歩道等の施設の整備に努めています。

#### 2 自然環境保全地域等

優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地等で、良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、「自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定しています。

現在までに自然環境保全地域34か所645 ha(うち特別地区82 ha)、緑地環境保全地域44か所114 haを指定しています(図表5-2-1)。

図表 5-2-1 自然環境保全地域等の区分

自然環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高山性植生、亜高山性植生の森林・草原</li> <li>・すぐれた天然林を有する森林</li> <li>・特異な地形、地質、自然現象の存する土地</li> <li>・自然環境がすぐれた状態を維持している河川、湖沼等</li> <li>・植物の自生地、野生動物の生息地、繁殖地</li> </ul>
緑地環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地、池沼、丘陵、草原等が市街地、集落地等と一体となって良好な自然環境を形成している土地</li> <li>・歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地</li> </ul>

#### 3 温泉

本県の温泉は、県北の山間部及び太平洋沿岸に多く分布し、比較的泉温の低いものが多く、泉質別では、多い順に塩化物泉、単純温泉、炭酸水素塩泉、硫黄泉、硫酸塩泉となっています。

近年、土地掘削技術の向上により1,000 m以上の大深度温泉掘削が可能となり、温泉がゆう

出しにくいと考えられてきた県南・県西地域においても、温泉の掘削がみられます。

また、日帰り温泉施設等の増加や、温泉利用方法の多様化(温泉スタンド、タンクローリー等による温泉水輸送等)により、県民が温泉を利用する機会が増えています。

## 第2 自然公園等の保護と利用に関する施策

### 1 自然公園の保護・管理と適切な利用

#### (1) 自然公園の規制

公園ごとに定めた公園計画によって、公園区域を「特別保護地区」、「特別地域(第1種、第2種、第3種)」及び「普通地域」に区分し、自然公園の風致景観を保護するため、各種行為

の規制を行っています。

国定公園及び県立自然公園区域内で工作物の新築、土地の形状変更等所定の行為を行う場合、特別保護地区及び特別地域では知事の許可が、普通地域では届出が必要です。

## (2) 現地管理体制

自然公園の現地管理体制の強化を図り、併せて利用者の案内指導を行うため、国定公園管理員2名、県立自然公園指導員60名を配置し、区域内のパトロール等を実施しています。また、環境省では国の国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、本県では45名が委嘱されています。

また、保護管理の適正を期すため、採取等を禁止する植物（指定植物）を指定しているほか、公園区域内に規制板、案内板等を設置するとともに、自然公園ごとに保護管理協議会を設置し、美化清掃等に努めています。

さらに、平成23年度に、衰退のみられる筑波山のブナ林保護対策を図るため「筑波山ブナ林保全指針」を策定しました。

## (3) 自然公園の施設整備と利用の促進

自然公園の適正な利用を図るため、各々の自然公園には規制計画とともに施設計画が定められています。この計画に基づき、利用のために必要な施設の効果的な配置・整備に努めており、現在までに園地、野営場、公衆トイレ、駐車場等の基幹的施設の整備を進めてきました。

## (4) 自然保護思想の普及啓発

自然環境を保全するためには、県民の自然に対する正しい認識と郷土の自然を守る自主的な活動に負うところが大きいことから、各種行事の開催や自然ガイド等印刷物の作成配布などにより、自然保護思想の普及啓発に努めています。

### ○首都圏自然歩道の整備と踏破記念制度

自然や史跡等を探訪し、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備された首都圏自然歩道（関東ふれあいのみち）の利用促進を図るため、茨城県自然歩道利用促進協議会等の協力を得て、コースマップの作成と無償配布、歩道及び標識等の整備を実施しました。

また、平成6年度から首都圏自然歩道の踏破記念制度が始まり、令和元年度までに291名が茨城県全18コース約255kmを踏破しました。

## 2 自然環境保全地域等の保全と活用

自然環境保全地域内では、生態系構成上重要な地区等を特別地区とし、それ以外の地区を普通地区として指定しています。特別地区内での工作物の新築等所定の行為には許可が、普通地区での所定の行為には届出が、緑地環境保全地域での所定の行為には届出がそれぞれ必要とされています。

また、各保全地域に自然保護指導員1名（菅生沼自然環境保全地域のみ2名）を配置し、保全地域の管理と地域住民に対する自然保護思想の普及啓発に努めています。

さらに、保全事業として標板・標柱を設置し、自然観察の手引とするなど、意識の高揚を図っています。

## 3 温泉の保護と利用

本県においては、既存源泉に影響を及ぼすなど、公益を害するおそれのある温泉掘削を未然に防止するほか、過大な揚湯能力を有する動力の装置を認めないなど、環境保全にも配慮し、茨城県自然環境保全審議会における答申のもとに温泉源の保護に努めています。

さらに、茨城県温泉利用等審査会議において温泉利用に関する事項を審議し、適宜、現地調査・利用指導を行うことで温泉利用の適正化も図っています。

図表 5-2-2 温泉関係許可事務取扱状況（単位：件）

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	
掘さく	申請	—	2	—	3	1
	許可	—	2	—	3	1
増掘	申請	—	—	—	—	—
	許可	—	—	—	—	—
動力装置	申請	1	—	3	1	1
	許可	1	—	3	1	1
温泉利用	申請	4	12	10	15	13
	許可	4	12	10	12	16
温泉採取	申請	1	1	1	1	0
	許可	1	1	1	1	0

## 第3 今後の取り組み

### 1 自然公園の保護・管理と適切な利用

自然公園の適正な維持管理を図るため、国定公園管理員及び県立自然公園指導員による巡回指導を行うほか、規制板・案内板の設置等を行います。自然公園内の施設整備については、水郷筑波国定公園内の利用拠点になる歩道、案内板等の整備を引き続き進めるほか、県立自然公園内においても、施設整備を進めることにより、自然公園の利用施設の整備促進を図ります。

また、本県の自然公園内の優れた自然とふれあい、自然環境への理解を深めることを目的として、ウォークフェスティバルを開催します。さらに、令和元年度に設置した「筑波山ブナ林保護対策委員会」を今後も開催し、平成23年度に策定した「筑波山ブナ林保全指針」の見直しを行います。

### 2 自然環境保全地域等の保全管理

自然環境保全地域等の適正な保全管理を図るため、引き続き自然保護指導員による指導管理を行うほか、標板・標柱の設置等の保全事業を実施します。

### 3 温泉の保護と利用

温泉源の保護を図るため、公益を害するおそれのある温泉掘削を防止し、過大な揚湯能力を有する動力についてもその装置制限を行います。

また、環境省が策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン」に基づき、定期的に泉質や使用状況の調査を行うとともに、新たな掘削等に際しては、水位変動を確認するための計器の設置を指導します。

さらに、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の未然防止のため、温泉の採取者に対し適正な指導を行います。

加えて、温泉の適正利用を確保するために、温泉を供するものに対し、再分析の実施や適切な掲示について指導します。

## 第3節 森林・平地林・農地の保全

主な環境指標

◇森林面積 188,886ha(令和元年4月)  
◇造林面積 96ha(令和元年度)

### 第1 森林・平地林・農地の現状

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、健全で活力ある多様な森林の整備を進めます。また、緑豊かなうおいのある生活環境づくりを進めるため、平地林等の保全整備を推進しています。

農業生産の基盤である農地については、環境保全、景観形成の機能等、多様な公益的機能の維持・推進を図るとともに、適正な管理による保全を進めています。

#### 1 森林の現状

森林は、水源の涵養や県土の保全、快適な環

境の形成など様々な機能を持ち、人間を含めたすべての生物を支え育む自然環境の基盤をなすものです。

本県は、県土面積約61.0万haのうち、森林面積が188,886ha(令和元年4月現在)と県土面積の約31%、農地が約27%、その他住居地等が約40%と全国と比較して特徴ある土地利用区分となっています。

しかしながら、近年の土地利用の推移を見ると、各種基盤整備等に伴い、道路、住宅地、工業用地といった土地利用が増え、森林、農用地といった緑の減少傾向が続いています。

図表 5-3-1 森林面積の推移(単位:ha)

(各年4月1日現在)

区分		年				
		H27	H28	H29	H30	R1
民有林	森林面積	141,615	141,615	142,546	142,546	143,885
	うち平地林	39,110	39,110	39,312	39,312	39,312
国有林		44,988	44,988	44,947	44,947	45,001
計		186,603	186,603	187,493	187,493	188,886

#### 2 平地林等の現状

森林のうち県央部から県南西部にかけて広く分布している平地林や農村部等に点在する里山林は、身近な自然として、また、多様な生態系を維持するなど多くの役割を果たしてきていますが、都市基盤の整備等に伴う減少傾向とともに、管理放棄による荒廃が著しく、適正な保全と整備を図っていくことが課題となっています。

#### 3 農地の現状

本県の農地は、約16.5万ha(R1.7.15)と県土の約27%を占め、山林とともに本県の自然環境・景観形成に重要な役割を担っています。しかしながら、その面積は、宅地等への転用やかい廃等によって減少してきています。

### 第2 森林・平地林・農地の保全に関する施策

#### 1 森林の保全と整備

(1) 山地・山間地等の優れた自然の保全

ア 県土の保全と保安林の適正配備

保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備、公衆の保健等、その目的によって17種類あり、本県では、13種類55,913ha(民有林17,888ha、国有林38,025ha)を指定しています(令和2年3月31日現在)。

保安林の配備は、「地域森林計画」に基づいて計画的に進めています。

イ 森林の維持・育成

森林の計画的な伐採や造林を推進するため、「森林法」に基づく「地域森林計画」の樹立・変更を行うとともに、市町村森林整備計画に即した計画的な森林整備等の推進について支援しました。

(ア) 林業の担い手対策

木材価格の長期低迷，生産コストの上昇による林業採算性の悪化など林業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。様々な取組の結果，近年の林業就業者については，人数の下げ止まりと若返りの傾向が見られますが，50歳以上の就業者が過半数を占める状況です。

このため，平成5年度に設置した「森林整備担い手対策基金」などを活用して，林業就業者の新規参入の促進，社会保険加入の促進，労働安全対策等を行っています。また，就労条件の整備を推進するとともに，省力化・魅力ある職場づくりに欠かせない高性能林業機械のオペレーターの養成を行っています。

さらに，「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき，平成10年3月に設置した「茨城県林業労働力確保支援センター」を通じて，林業労働者の新規参入の促進と労働環境の整備を図るため，普及啓発や各種の研修事業等を実施しています。

(イ) 林道の整備と県産木材安定供給体制の確立

林道は，林業生産性の向上，適正な森林管理

図表 5-3-2 民有林間伐面積の推移 (単位：ha)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
民有林間伐面積		1,830	1,659	1,781	1,078	1,068

(オ) 森林保護対策

林野火災から森林を守るため，保安林や林野火災の多発するおそれのある地域において森林保全巡視員による森林パトロールを実施するとともに，林野火災予防の普及啓発に努めました。

また，保安林等重要な松林を松くい虫の被害から守るため，薬剤の散布や松くい虫により枯損したマツの伐倒駆除等を実施し，被害の拡大防止に努めるとともに，松林の衰退が著しい箇所は，広葉樹等の植栽を行いました。

(カ) 県民参加の森づくりの推進

県民の森林や緑に対する期待と関心は高まりを見せているため，県民を対象にした植樹，下刈り，枝打ちなど，育林実践活動などを実施しています。

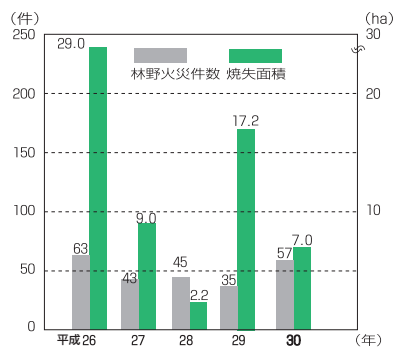
の推進のための基幹となる施設であるとともに，山村地域の生活環境の改善と振興に大きな役割を果たしています。このため，林道の開設，改良及び舗装事業を計画的に実施しました。県産木材の安定供給体制については，産地における生産・流通拠点施設の整備による品質の安定した良質な木材製品の供給に努めています。

(ウ) 間伐の推進

水源涵養機能や地球温暖化防止などの森林の有する公益的機能を維持していくためには，間伐等の森林整備を適切に行う必要があります。そのため，間伐に対する支援を行っています。

(エ) 造林の推進

戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えており，森林の公益的機能を維持していくためには，これらの成熟した森林資源を活用（主伐）し，再び苗木を植栽（再造林）していく必要があります。そのため，再造林やその後の保育などの森林整備に対する支援を行っています。



図表 5-3-3 林野火災件数と焼失面積の推移



## 2 平地林の保全と活用

### (1) 平地林等の整備

地域住民の提案等による地域の整備目的に沿った平地林・里山林の保全整備を実施しています。

### (2) 自然観察施設の実態

県民の森林・緑に対する要請は、近年の余暇時間の増大やライフスタイルの変化等によって、自然と人との交流・ふれあいの場として利

用されるなど多様化しており、県民が身近に利用できる施設の整備が必要となっています。

このため、身近に緑にふれあう場として、県民が楽しみながら緑に接し、緑の大切さを学ぶ野外活動の場として茨城県民の森をはじめとした自然観察施設の適切な管理・運営を図っています。

図表 5-3-4 自然観察施設一覧（林政課所管）

名 称	設 置 目 的	位 置
茨城県民の森	野生植物の観察並びに保健及び休養の場	那珂市戸
茨城県植物園	植物に関する知識の習得及び憩いの場	
茨城県森のカルチャーセンター	森林及び野生鳥獣に関する知識の習得の場	
茨城県きのこ博士館	きのこ類、山菜類その他の特用林産物に関する知識の習得の場	
茨城県奥久慈憩いの森	森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場	大子町高柴
茨城県水郷県民の森	森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場	潮来市島須

## 3 農地の保全

### (1) 優良農地の保全

新規参入者を含む農業担い手の育成、農地や農道等の農業基盤の整備を推進するほか、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき市町村農業振興地域整備計画の適正な管理を行い、また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動に対して支援し、農地の保全を図っています。

### (2) 都市農村交流の推進

近年、都市住民を中心に農業・農村に対する関心が高まり、市民農園が開設されるなど、都市農村交流施設の整備が進み、農村への来訪者を受け入れようとする農家等の動きも生じています。

このような動きを受けて、県では各種の事業、制度を活用して都市農村交流施設や市民農園の整備、農家民宿の開設支援など都市農村交流を推進し、魅力ある農村づくりを進めています。

## 第3 今後の取り組み

### 1 森林の保全と整備

貴重な動植物が生息する森林を利用するに当たっては、自然環境の保全に留意し、保安林は「地域森林計画」に基づき、また、林業生産の基盤である林道及び作業道については、計画的な整備を推進します。さらに、造林事業等により、計画的に間伐等の森林整備を実施します。森林計画については、地域森林計画の樹立・変更を行うとともに、地域の意見を反映した市町村森林整備計画の作成を支援することにより、計画的な森林整備等を推進します。

森林の保護については、林野火災から森林を守るため、森林パトロールや林野火災予防の普及啓発を行います。また、保安林等の重要な松林については、松くい虫による被害拡大を防ぐため、薬剤散布等を実施します。

また、森林湖沼環境税を活用して、「自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進」、「県土・生活環境の保全」、「森林に対する県民意識の醸成」の3つを施策の柱として、森林の保全・整備に取り組みます。

### 2 平地林の保全と活用

平地林・里山林については、快適で豊かな森林環境づくりのため「身近なみどり整備推進事業」により、保全・整備に取り組みます。

さらに、コナラやクヌギ、シイ、カシなどの貴重な平地林が見られる「水郷県民の森」については、自然環境に関する学習の場としての活用を図ります。

### 3 農地の保全

#### (1) 優良農地の保全

地域農業の担い手の育成を図りながら、担い手への農用地利用の集積等を促進するとともに、農地の基盤整備を推進するほか、「農業振興地域の整備に関する法律」等に基づき、市町村農業振興地域整備計画の適正な管理を行い、優良農地の確保・保全を図ります。

また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に対し支援し、農地の保全を図ります。

#### (2) 都市農村交流の推進

農村の活性化を図るため、各種事業を活用し都市農村交流施設の整備や、市民農園、農家民宿の開設を支援するとともに、ホームページ等を活用した情報発信を行い、都市と農村の交流を推進します。

## 第4節 河川等水辺環境の保全と活用

### 第1 河川等水辺環境の保全と活用に関する施策

#### 1 河川の保全と活用

近年、河川は洪水対策や水資源の確保に加えて、私たちの生活にうるおいを与える水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられていることから、河川環境に配慮し、各河川の特성에応じた河川整備に取り組んでいます。

県では、沿川の幅をもった地域を「水際線」と位置付け、うるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを推進しています。令和元年度は前川（潮来市）等における事業に取り組みました。

#### 2 湖沼・湿地の保全と活用

多様な生態系を育みうるおいある水辺環境を保全・創出するため、各湖沼や、湿地の特性に応じ、自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や親水性に配慮した水際線整備を図っています。令和元年度は潤沼において、水生植物帯のモニタリング調査を実施しました。

### 第2 今後の取り組み

#### 1 河川の保全と活用

各河川の特性に応じ、遊歩道や桜づつみの整備、自然の河川に見られる多様性のある河岸やみお筋を保全するなど河川環境に配慮した多自然川づくりに取り組むとともにうるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを推進します。

また、河川環境に対する地域住民の理解を深めるため、河川に係る広報活動を充実し、河川愛護思想の普及啓発に努めます。

#### 2 湖沼・湿地等の保全と活用

河川と同様に、各湖沼や、湿地の特性に応じ、自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や親水性に配慮した水際線整備を図ります。

また、水生植物帯の保全・再生を図るなど、水生植物の有する自然の水質浄化機能の活用を努めます。

#### 3 沿岸・海域の保全と活用

砂浜の消失から生じる被害から県土を守るために、鹿島灘海岸において、昭和60年度から\*ヘッドランド工法により侵食対策を実施しています。これまでに34基のヘッドランドが完成し、令和元年度は、養浜を実施しました。

#### 4 ラムサール条約湿地登録の推進

平成24年の渡良瀬遊水地に続き平成27年5月、潤沼が国際的に重要な湿地として、水鳥の生息地及びそこに生息する動植物の保全と賢明な利用（ワイズユース）を目的とするラムサール条約に登録されました。平成30年には、第17回世界湖沼会議のエクスカージョンにて、潤沼に関するプレゼンテーションを行い、令和元年には歩こう会、野鳥観察会、PR活動を開催し、多くの方々へ潤沼の魅力を伝える取り組みを実施しました。

#### 3 沿岸・海域の保全と活用

「茨城沿岸海岸保全基本計画」に基づき、各地域（海域）の特性に応じた“美しく安全でいきいきした海岸”の空間づくりを推進します。

また、海岸環境に対する地域住民や海岸利用者の理解を深めるため、海岸に係る広報活動を充実し、海岸愛護思想の普及啓発に努めます。

#### 4 ラムサール条約湿地登録の推進

ラムサール条約湿地の登録後も水鳥等を定期的に調査し、登録地周辺の保全やワイズユースの推進に努めます。

また、霞ヶ浦（西浦及び北浦）や利根川下流域といった残りの潜在候補地等についても、条約登録を目指し関係団体と調整を行います。